



『わが家の耐震相談会』を開催 地震に備え、わが家の耐震化を



一般に、昭和56年5月31日以前の旧建築基準法で建てられた建物は、現行の基準よりも耐震性が不十分とされており、大きな地震が発生した際に倒壊または損傷する可能性が高いと言われていています。

そこで市では、木造住宅の耐震化を推進することを目的として、耐震についての疑問や相談

に専門の建築士が応じる「わが家の耐震相談会」を開催します。自分の住んでいる家屋が地震に対してどのくらい安全なのか、耐震診断や耐震改修工事とはどういったものなのかなど、この機会を利用して考えてみませんか。

開催日 9月11日(日)

場所 山武市役所 3階大会議室

内容 個別相談会(定員各組6名)

午前の部 10時～
午後の部 1時半～

※相談員が、1件について約40分程度相談に応じます。事前の申し込みが必要となります。

【対象者】 昭和56年以前に建築された木造住宅を市内に所有し、居住している方。

【申込み方法】 9月1日(木)～9日(金)まで、都市整備課窓口、または電話で事前予約を受け付けます。

※午前8時半から午後5時半まで。土・日を除く

参加費 無料
その他 建物の間取りが分かる
図面・写真などを持参してください。

☎ 都市整備課 ☎(80)1191

吹付けアスベストの 分析調査費を支援

近年、アスベスト(石綿)による健康被害が問題となっています。

市では石綿飛散による健康被害を防止するために、建築物に使用された「吹付けアスベスト」の分析調査を所有者が行なう場合にその費用の一部を補助します。

募集期間 12月28日まで

補助金額 25万円(限度)
☎ 都市整備課 ☎(80)1191

交通災害共済の 随時加入

千葉県市町村交通災害共済は、利益を目的としない住民相互の共済制度で、公共団体が運営している安心、有利な制度です。

8月31日までに加入手続きができなかった方、これから加入したい方は、市民課または各出張所で申込みをしてください。

※交通災害見舞金の支給対象は、自動車やオートバイなどによる人身事故で、自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書が必要です。

当該証明書がない場合、交通

災害見舞金を受け取ることができません。

◆交通災害共済は随時加入ができます◆

●見舞金の額

死亡見舞金	150万円
傷害見舞金	入院・通院実日数により 2万円～50万円
身障見舞金 (1級又は2級)	傷害見舞金のほか 50万円
交通遺児 見舞金	遺児1人につき10万円

●共済期間と年会費

申込日	共済期間	会費(一人)
8月31日までに加入された方	9月1日から平成24年8月31日まで	700円
9月1日以降に加入する方	加入申し込みされた日の翌日から平成24年8月31日まで	700円から100円までの範囲(加入月によって異なります)

☎

市民課市民生活係

☎(80)1271